総 行 公 第 ８ ９ 号
令和６年１０月１１日

各都道府県総務部長
（市区町村担当課扱い）
各人事委員会事務局長
全国人事委員会連合会長
全国公平委員会連合会長
殿

総務省自治行政局公務員部
公　務　員　課　長
（　公　印　省　略　）

令和５年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」の結果を踏まえた
地方公共団体における措置要求、審査請求及び苦情処理の適正な運用等について

各地方公共団体の協力により実施した「令和５年度における地方公務員の措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」について、結果を取りまとめましたので通知します。

措置要求及び審査請求については、職員の正当な権利・利益を保護し、公正かつ適正な人事行政の確保に資する制度として大きな役割を果たしてきたところです。また、苦情処理については、措置要求及び審査請求に必ずしも至らないような職員の苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐ制度として重要な役割を果たしています。

近年、会計年度任用職員制度の運用、パワーハラスメント対策の法制化を含む各種ハラスメントへの対策の強化や、段階的な定年引上げ、育児・介護との両立支援制度の改正など、地方公共団体の人事行政を取り巻く状況は大きく変化しています。

これに伴い、職員が安心して相談等を行うことができる中立的かつ専門的な人事機関としての人事委員会及び公平委員会の役割は一層重要なものになっています。

各人事委員会及び公平委員会におかれましては、近年の状況等も踏まえ、引き続き措置要求、審査請求及び苦情について公正かつ迅速な処理を行うことに加え、職員に対する各種制度の周知を充実させることなど、職員が各種制度を活用しやすい環境整備についても適切に対応していただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（一部事務組合を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いします。

なお、本通知については地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４（技術的な助言）に基づくものです。

記

1　措置要求及び審査請求への対応

⑴　措置要求及び審査請求については、年度によって差はあるものの、概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。両制度ともに職員の正当な権利・利益を保護する目的であることを踏まえ、引き続き公正かつ迅速に対応いただきたいこと。

⑵　審理開始困難事案（注）については、各団体において関係当事者との話合いや審査継続意思の確認などを進めていただいているものと認識しているが、依然として、未処理となっている事案が存在する団体においては、引き続き事案の状況に応じて計画的に対応いただきたいこと。

（注）　審理開始困難事案とは、職員団体等による同一内容の大量措置要求等で、要求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもの又は職員団体等による違法な争議行為に対する処分に係る審査請求で、請求者側の都合等によりその審理開始が困難となっているもののうち、令和６年３月31日現在未処理期間が10年以上の事案を指す。なお、個人による措置要求又は審査請求であっても、職員団体主導でなされたものである場合にはこれに該当する。

2　苦情処理

苦情処理については、新規の相談件数及び処理件数が過去９年間毎年度増加している。令和５年度の新規の相談内容は、「パワーハラスメント」が最も多くなっている。パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントについて人事委員会又は公平委員会への相談が可能であることを積極的に職員に周知するなどして、職員の様々な苦情を早期に把握し、事態の深刻化を防ぐことができるよう、引き続き相談しやすい環境の整備について一層配慮いただきたいこと。

3　各制度の職員への周知

職員が制度を利用するためには、まず人事委員会及び公平委員会が中立的かつ専門的な人事機関として、措置要求、審査請求及び苦情を受け付けていることを認識する必要がある。

昨年度から、全国の人事委員会及び公平委員会の設置状況について総務省ホームページに掲載している（※）。職員への周知に当たってはこれを活用するとともに、庁内イントラネットや団体ホームページへの掲載、職員に向けたパンフレットの配布など様々な方法により、幅広く周知が行われるように取り組んでいただきたいこと。

（※）人事委員会・公平委員会の設置状況（勤務条件・採用試験等（総務省ホームページ））
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/kimmu-jyoken_saiyou-siken.html

また、会計年度任用職員についても、これらの制度の対象となることから、募集・任用の際には、人事委員会又は公平委員会への相談等が可能であることを説明するとともに、各種制度の周知に当たっては、会計年度任用職員についても対象となることを明記するなど、必要な周知が行われるよう留意いただきたいこと。

【連絡先】　総務省自治行政局公務員部公務員課
公務員第四係　三木、阿部、小林
電話　０３－５２５３－５５４４（直通）

令和5年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」
結果の概要

○　地方公務員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求等に関して、令和5年度における状況について調査を実施。

【調査対象】 人事委員会又は公平委員会（令和6年4月1日現在）
【主な調査項目】 ・勤務条件に関する措置要求及び不利益処分についての審査請求の状況
・苦情処理の状況

＜＜目次＞＞

1．措置要求及び審査請求の状況

（1）処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

（2）要求及び請求の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2

（3）処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4

（4）処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（5）未処理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

2．苦情処理の状況

（1）処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P9

（2）相談内容及び処理結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

※　令和4年度「措置要求及び審査請求の状況等に関する調査」結果の概要において、「苦情処理の結果及び過去3年間の推移」の数値に誤りがありましたので、下記のとおり訂正します。

（正）令和3年度「当局への伝達（33.9%）」（誤）令和3年度「当局への伝達（34.0%）」

1. 措置要求及び審査請求の状況

（1）処理状況

○ 令和5年度の新規の措置要求件数は、276件で前年度比で1件減少した。令和4年度以降、2年連続で300件を下回っている。
○ 令和5年度の新規の審査請求件数は、140件で前年度比で増減なし。
○ 処理件数及び処理率については、年度によって差はあるものの、概ね新規の要求・請求件数と同程度の処理がなされている。

令和5年度の措置要求及び審査請求の処理状況

（単位：件、%）

	前年度からの繰越	新規要求・請求件数	処理件数	繰延件数	処理率
	①	②	③	④=①+②−③	③／②
措置要求	219 （△ 11）	276 （△ 1）	253 （△ 36）	242 （24）	91.7 （△ 12.6）
審査請求	263 （△ 28）	140 （0）	138 （△ 5）	265 （△ 23）	98.6 （△ 3.5）

（注）（ ）は前年度増減を示す

過去5年間の措置要求の処理状況の推移

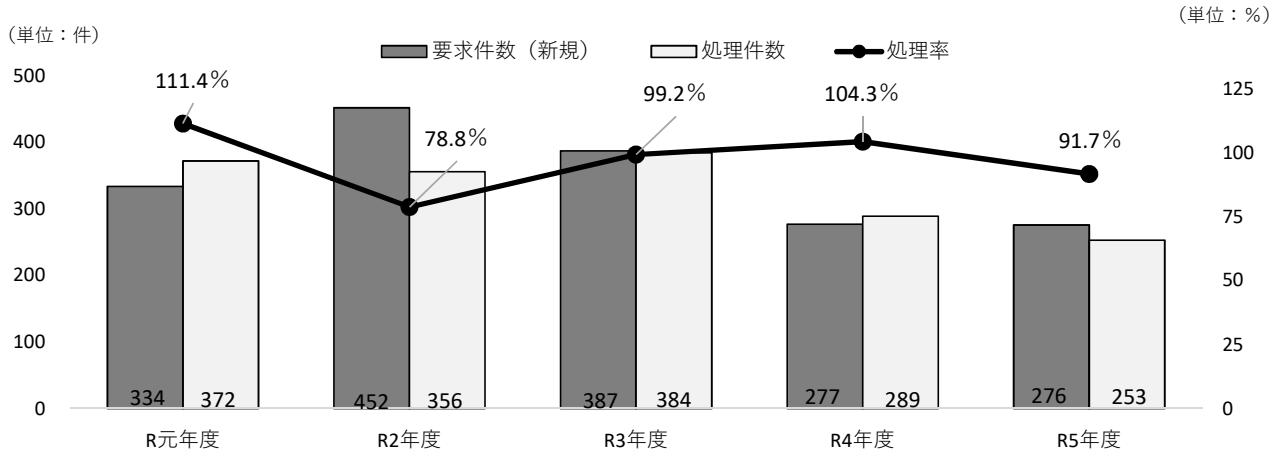

過去5年間の審査請求の処理状況の推移

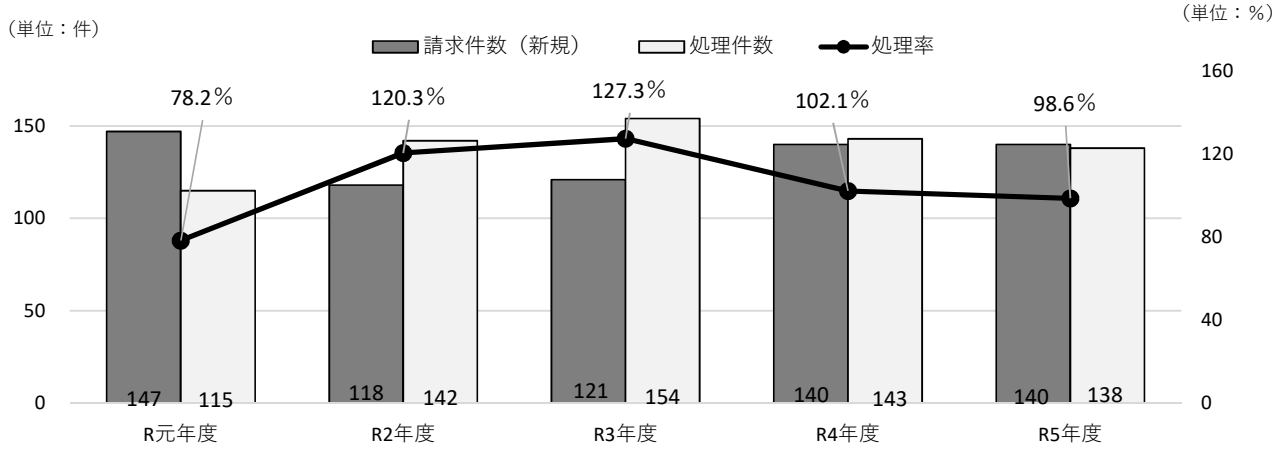

（2）要求及び請求の内容

○　令和5年度の新規の措置要求の内容及び過去3年間の推移をみると、「給与」及び「勤務時間」で過半数を占めている傾向は変わらないが、令和5年度は過去2年間と比較して「給与」「休暇」及び「パワーハラスメント」の割合が大きくなっている。

○　令和5年度の新規の審査請求の内容及び過去3年間の推移をみると、懲戒処分が大多数を占め、その中でも「懲戒免職」の割合が最も高い傾向は変わらない。一方、令和5年度は過去2年間と比較して分限処分の件数が減少した反面、「減給」及び「停職」の件数が増加し、懲戒処分の割合が7割以上を占めている。

令和5年度の新規の措置要求の内容

（単位：件、%）

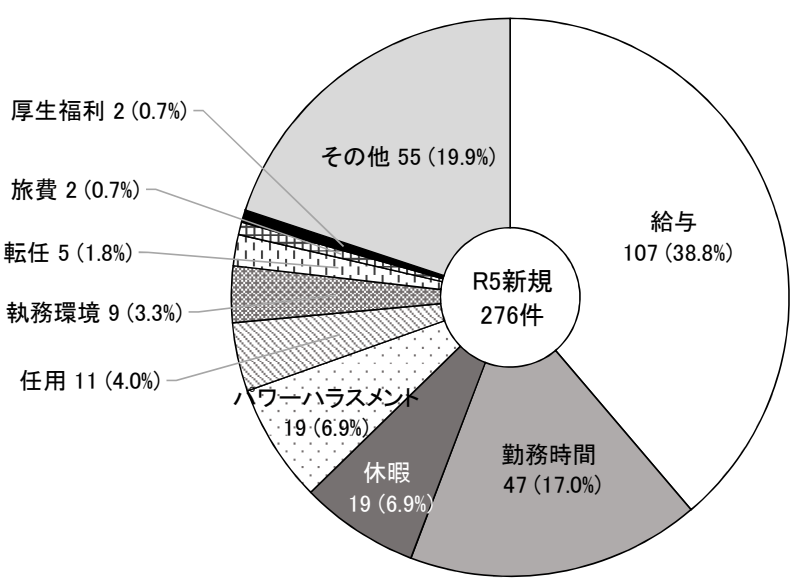

（注1）件数には前年度からの繰越件数を含まない
（注2）「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

過去3年間の新規の措置要求の内容の推移

（単位：件、%）

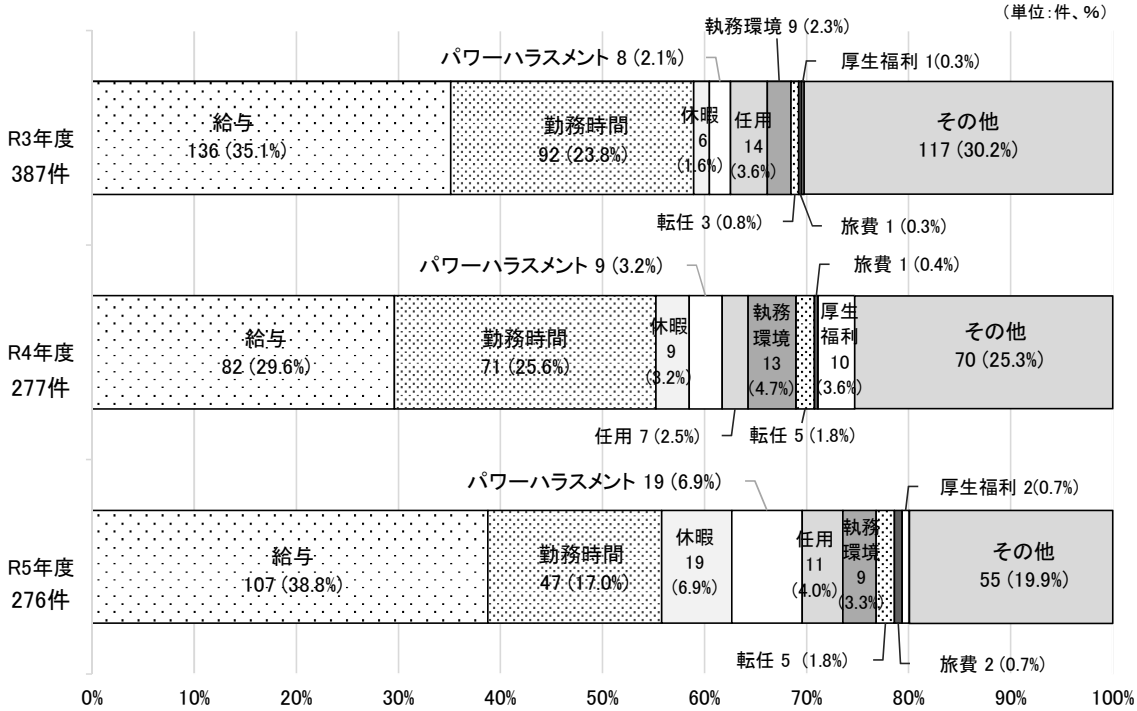

（注1）件数には前年度からの繰越件数を含まない
（注2）「セクシュアルハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」は該当なし

令和5年度の新規の審査請求の内容

（単位：件、%）

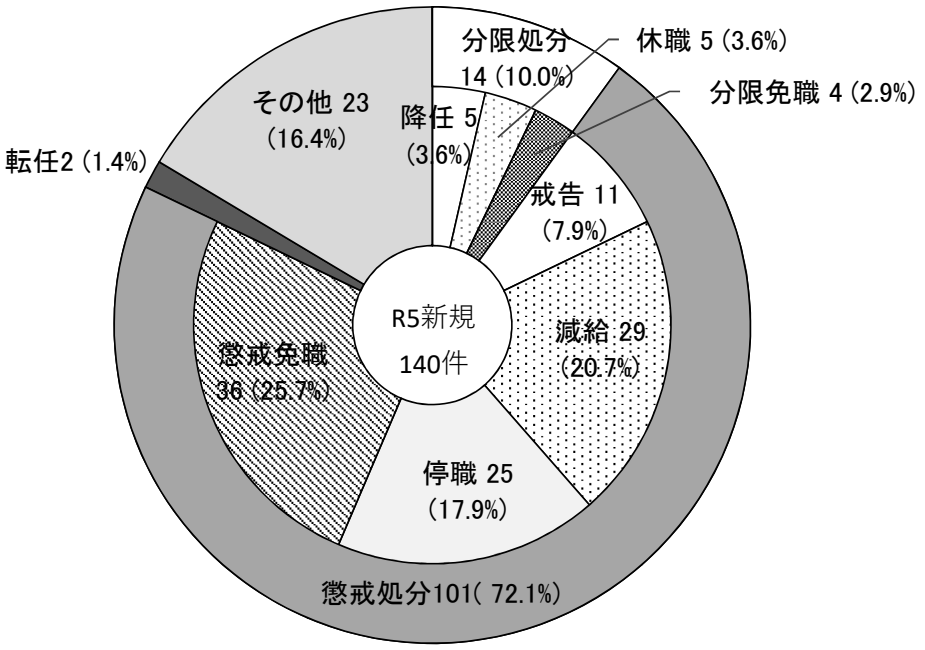

（注1）件数には前年度からの繰越件数を含まない
（注2）「降給」は該当なし

過去3年間の新規の審査請求の内容の推移

（単位：件、%）

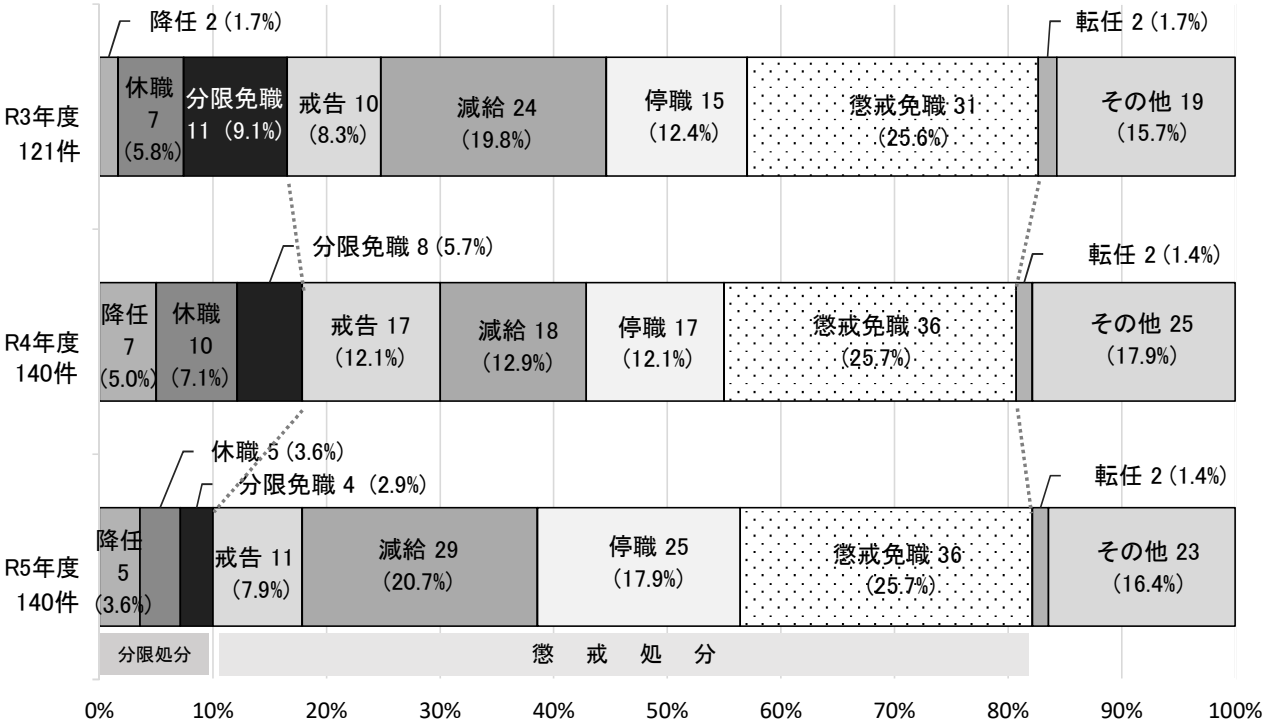

（注1）件数には前年度からの繰越件数を含まない
（注2）「降給」は該当なし

（3）処理結果

○　令和5年度の措置要求の処理結果は、「却下」と「判定」が約半数ずつ（46.6％）となっており、全体の約4割は「全部否認」となっている。

○　令和5年度の審査請求の処理結果は、「判定」が6割強、「却下」が約2割、取下げが約1割となっており、全体の5割以上が「処分承認」となっている。

令和5年度の措置要求の処理結果

（単位：件、％）

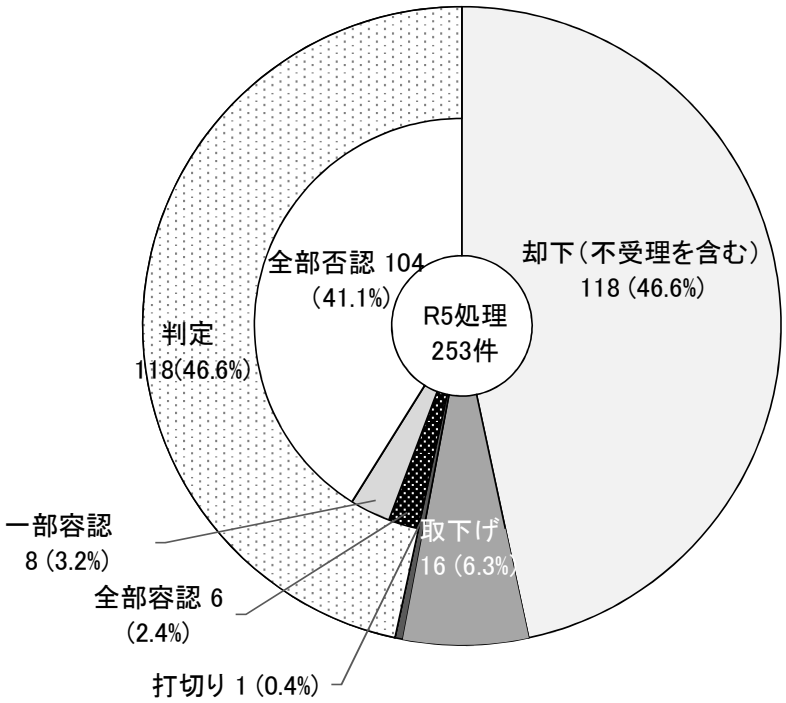

（注）「判定」は措置要求事案のうち、審査が行われたものをいう

令和5年度の審査請求の処理結果

（単位：件、％）

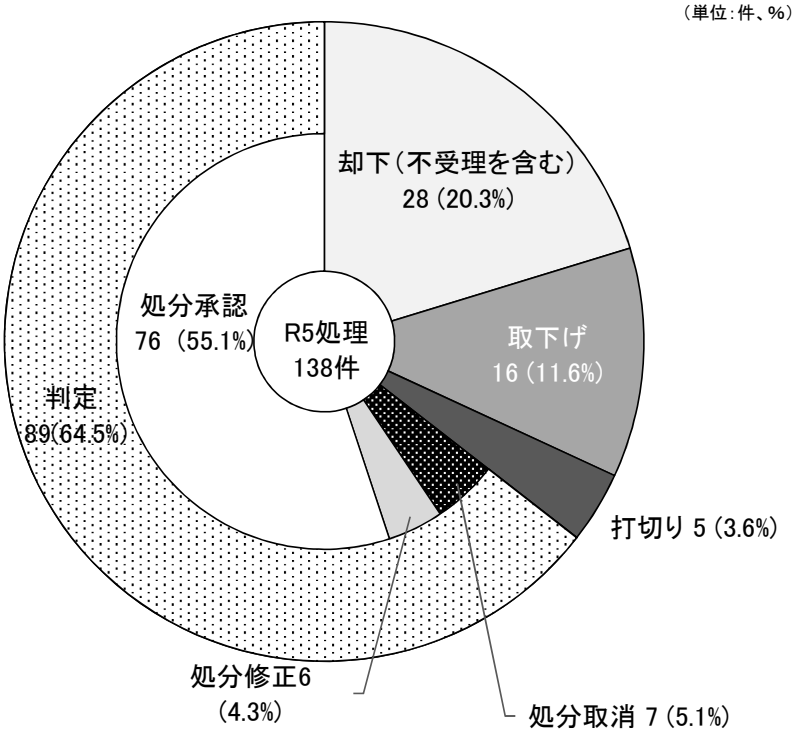

（注）「判定」は審査請求事案のうち、審査が行われたものをいう

（4）処理期間

○ 処理期間をみると、令和5年度に処理された措置要求のうち6割強が「6か月未満」のうちに、8割弱が「1年未満」のうちに処理されている。

○ 処理内容別にみると、却下の場合は約9割が「6か月未満」であるのに対し、判定の場合は6か月以上が全体の6割弱を占めている。5年以上10年未満が経過している案件も2件、判定が出されている。

令和5年度の措置要求の処理期間

（単位：件、%）

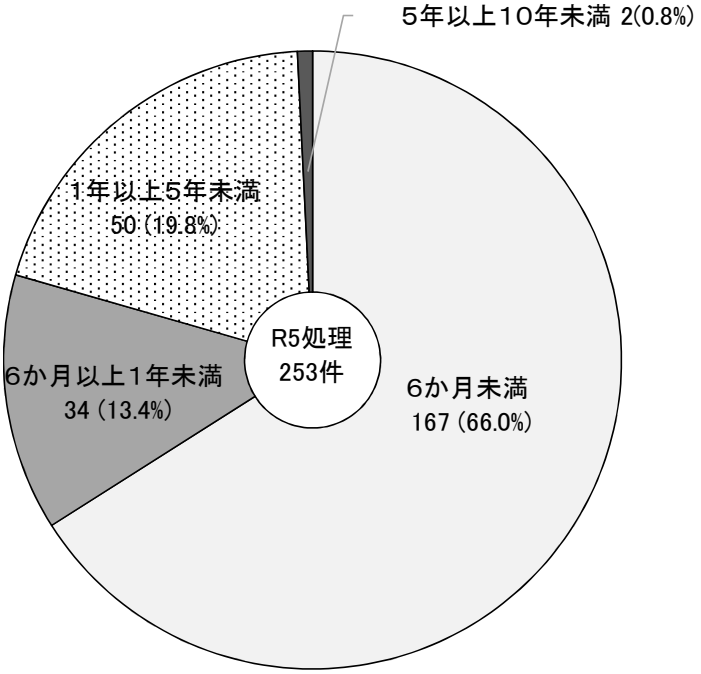

（注）「１０年以上」は該当なし

令和5年度の措置要求の処理内容別処理期間

（単位：件、%）

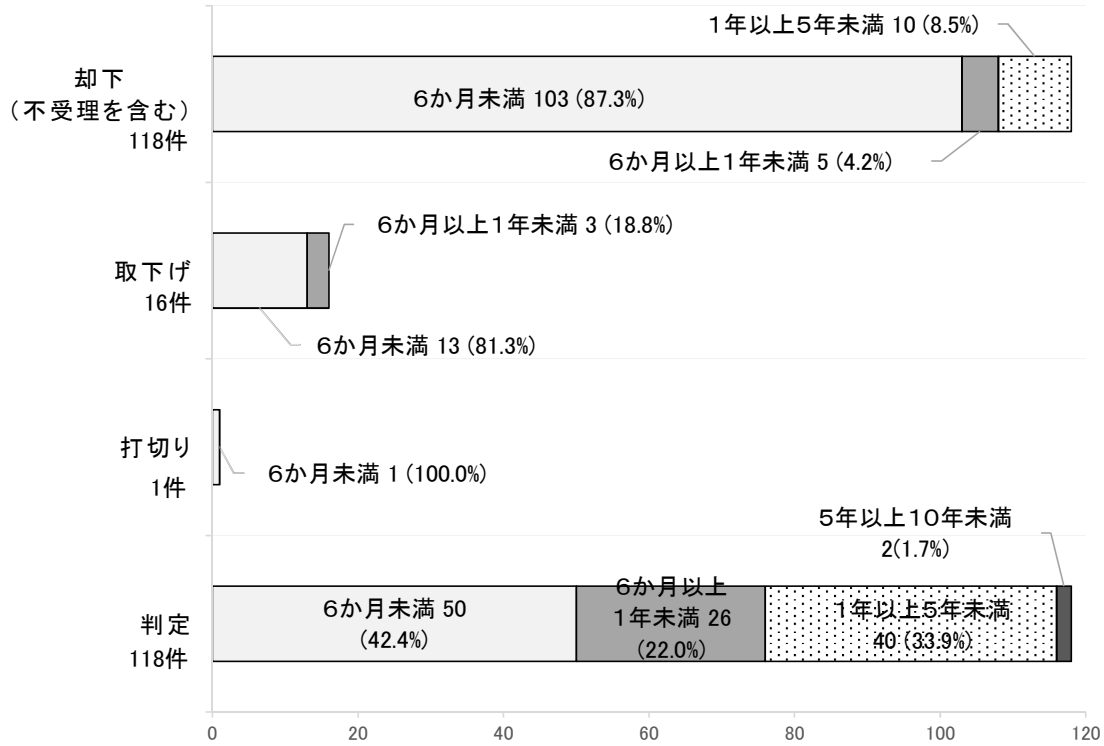

（注1）「１０年以上」は該当なし

（注2）「判定」は措置要求事案のうち、審査が行われたものをいう

○　処理期間をみると、令和5年度に処理された審査請求のうち、受付から「1年未満」の案件と「1年以上」の案件が約半数ずつとなっている。
○　処理内容別にみると、「却下」の場合は約8割が受付から「1年未満」の案件であるのに対し、「判定」の場合は6割以上が「1年以上」の案件となっている。

令和5年度の審査請求の処理期間

（単位：件、%）

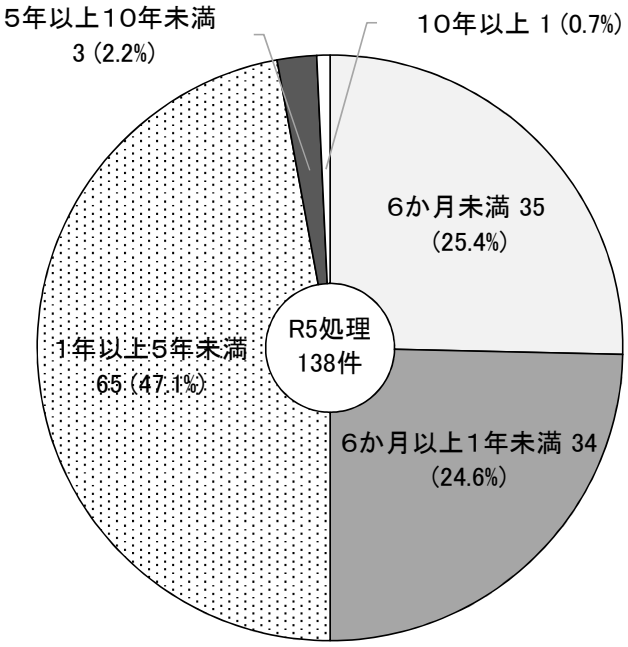

令和5年度の審査請求の処理内容別処理期間

（単位：件、%）

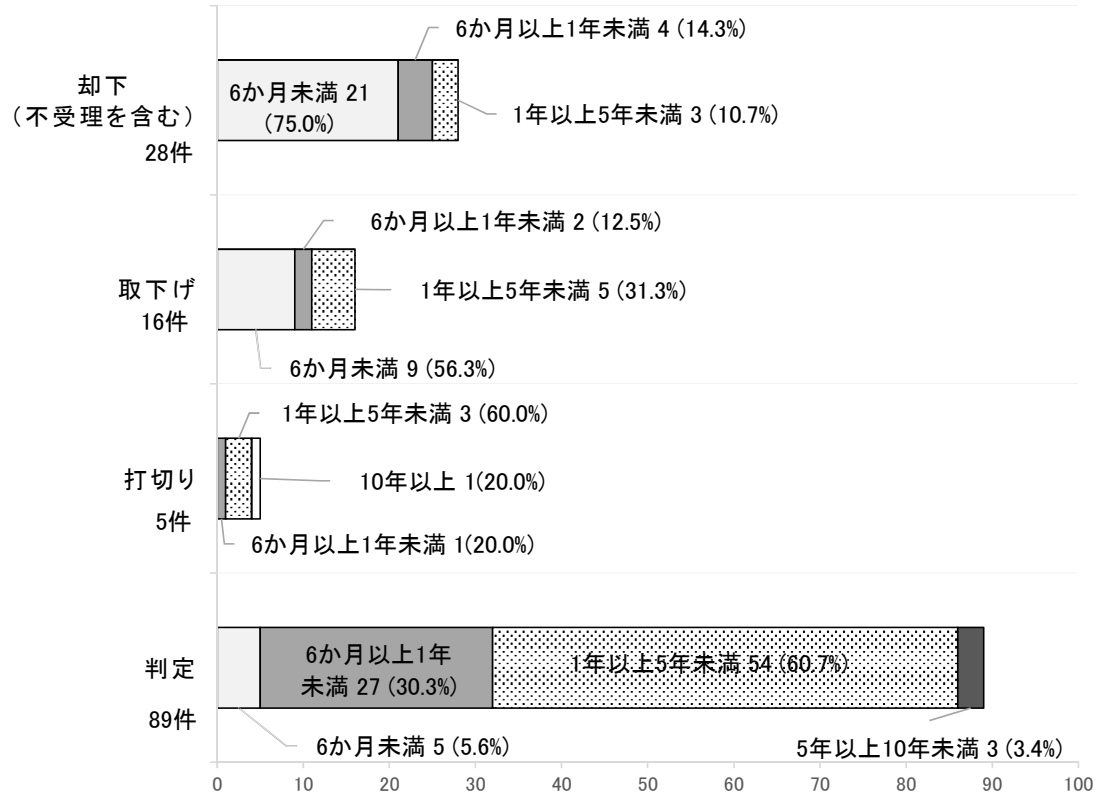

（注）「判定」は審査請求事案のうち、審査が行われたものをいう

（5）未処理期間

○　措置要求の未処理期間は、「1年以上5年未満」が35.5％と最も多く、「6か月未満」、「6か月以上1年未満」が続いている。

○　未処理期間別にみると、未処理期間が5年未満の案件については、未処理期間が長くなるほど「結審済」及び「結審見込み」が減少し、「審理中」が増加する傾向にある。未処理期間が5年以上10年未満の案件6件については、全て結審見込みとなっている。

措置要求の未処理期間（R5年度末時点）

（単位：件、％）

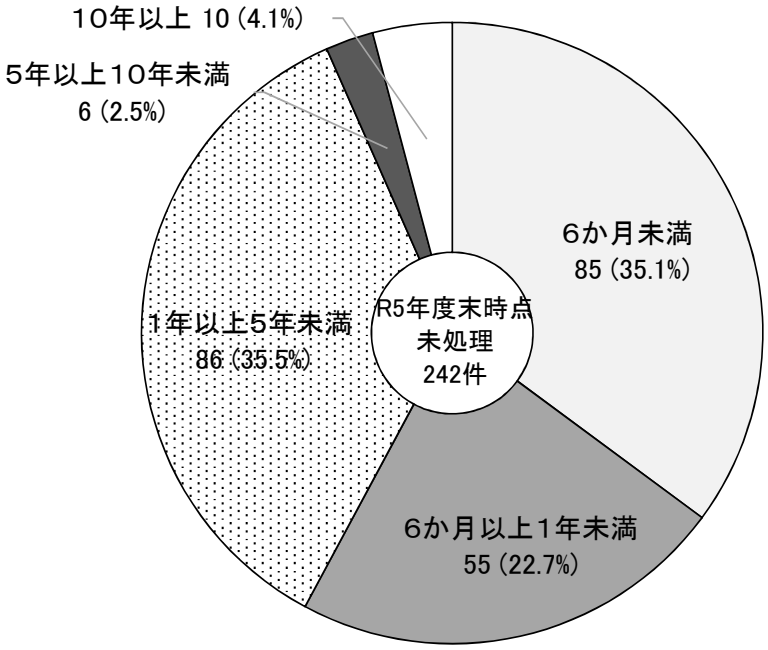

措置要求の未処理期間別未処理状況（R5年度末時点）

（単位：件、％）

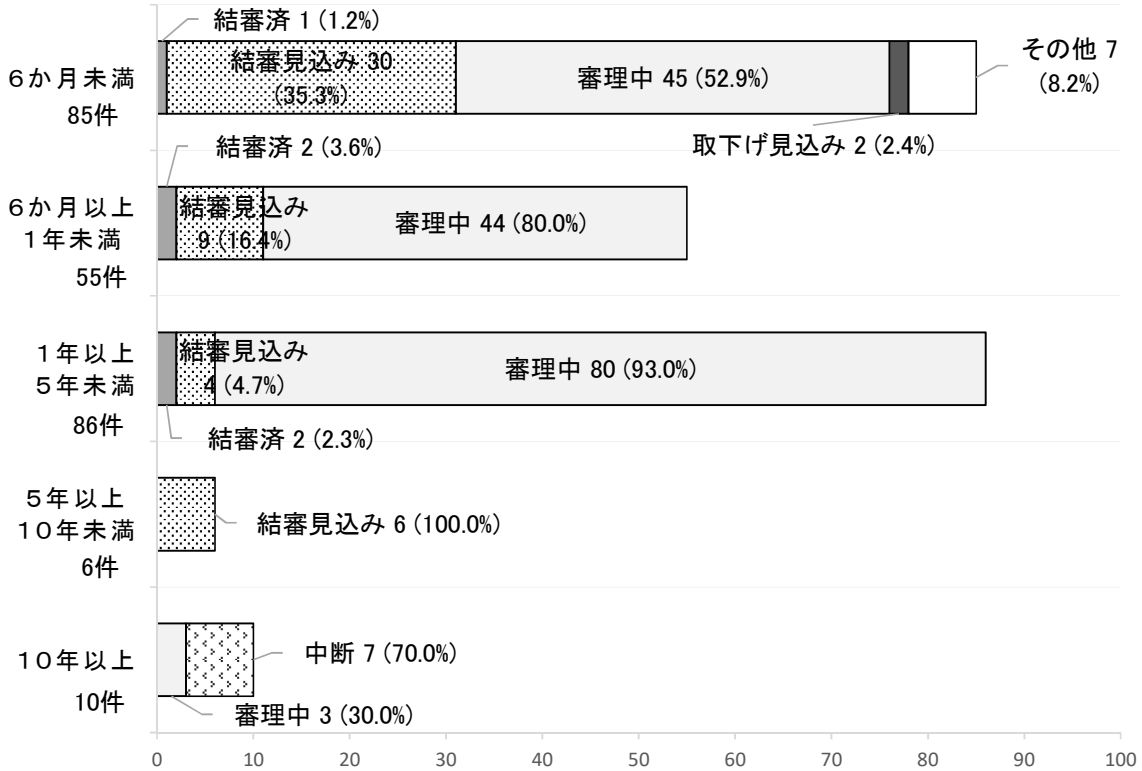

（注1）「結審見込み」令和６年度中には、審査の終了が見込まれるものをいう

（注2）「審理中」は令和５年度中に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたものをいう

（注3）「中断」は令和４年度以前に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたが、令和５年度においてこれらのいずれも行われなかったものをいう

○　審査請求の未処理期間は、「10年以上」が24.9%と最も多く、「1年以上5年未満」、「6か月未満」が続いている。
○　未処理期間別にみると、未処理期間が5年未満の案件については約1～2割が「結審済」及び「結審見込み」、約7～8割が「審理中」である一方、未処理期間が5年以上の案件は多くが「中断」となっている。

審査請求の未処理期間（R5年度末時点）

（単位：件、%）

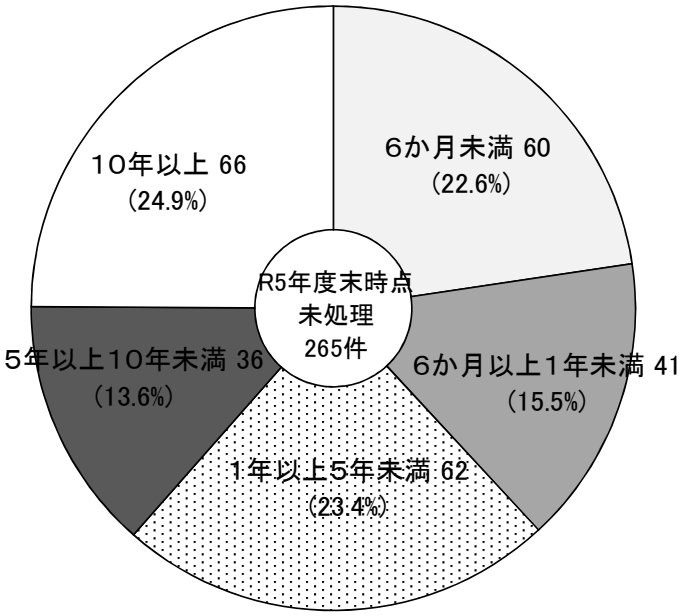

審査請求の未処理期間別未処理状況（R5年度末時点）

（単位：件、%）

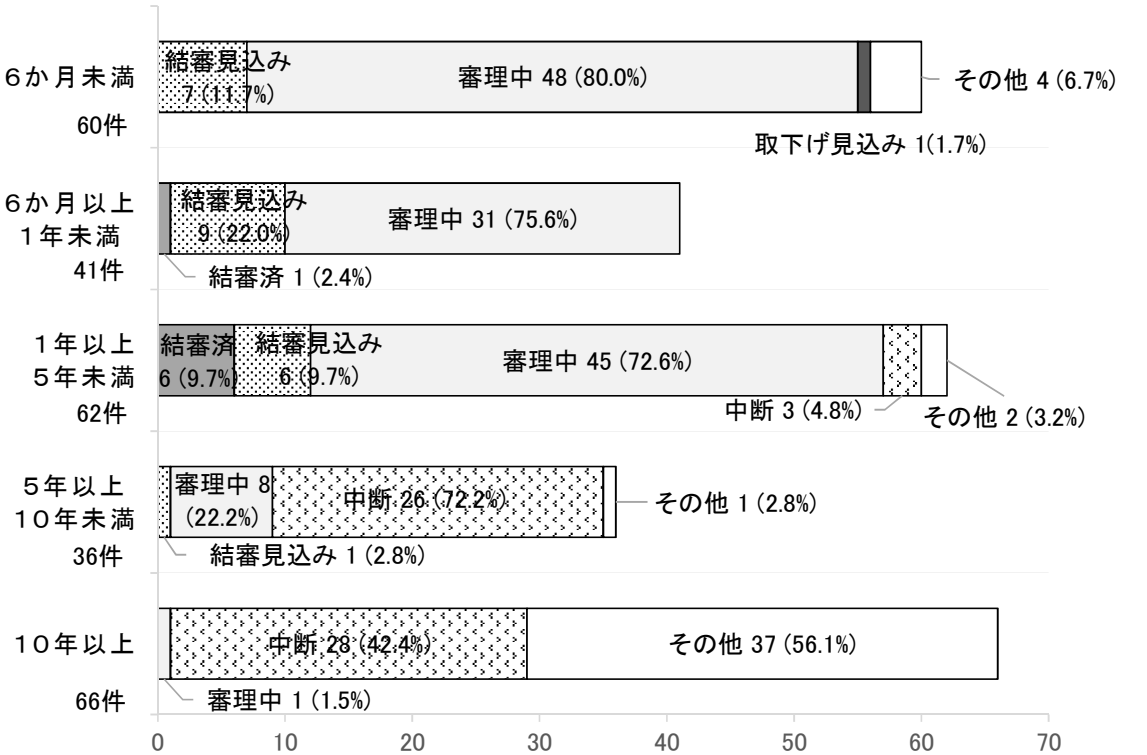

（注1）「結審見込み」令和６年度中には、審査の終了が見込まれるものいう
（注2）「審理中」は令和５年度中に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたものをいう
（注3）「中断」は令和４年度以前に準備手続、口頭審理又は書面審理が行われたが、令和５年度においてこれらのいずれも行われなかったものをいう
（注4）「その他」の例として、請求人との連絡不通等により審理が開始されていない場合が該当する

2. 苦情処理の状況

（1）処理状況

○ 相談件数及び処理件数は毎年増加傾向にあり、相談件数は2,319件で前年度比で121件、処理件数は2,362件で前年度比で241件増加しており、いずれも、過去9年間、毎年度増加している。

○ 処理件数及び処理率については、年度によって差はあるものの、概ね新規の相談件数と同程度の処理がなされている。

令和5年度の苦情処理の状況

（単位：件、%）

	前年度からの繰越	新規相談件数	処理件数	繰延件数	処理率
	①	②	③	④=①+②−③	③／②
苦情処理	117 (75)	2,319 (121)	2,362 (241)	74 (△ 45)	101.9 (5.4)

（注）（　）は前年度増減を示す

過去10年間の苦情処理の状況の推移

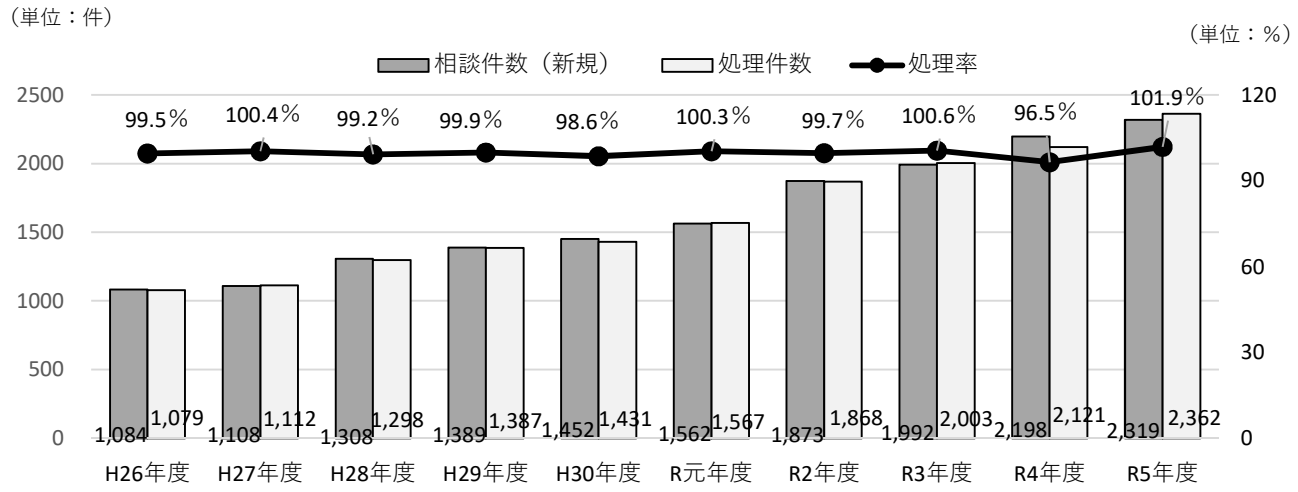

（2）相談内容及び処理結果

○　令和5年度における相談内容については、「パワーハラスメント」が全体の4分の1を占め、最も多く、「その他」を除くと、「いじめ・嫌がらせ」、「任用」と続いており、この傾向は過去3年間で変わらない。
一方、令和5年度は過去2年間と異なり、「給与」、「勤務時間」に関する相談が多くなっている。

○　令和5年度における苦情処理の結果については、「制度説明及び助言」が半数以上を占め、「当局への伝達」と合わせると約9割程度となっている。過去3年間の推移を見ると、概ね同じ傾向で推移している。

相談内容及び過去3年間の推移

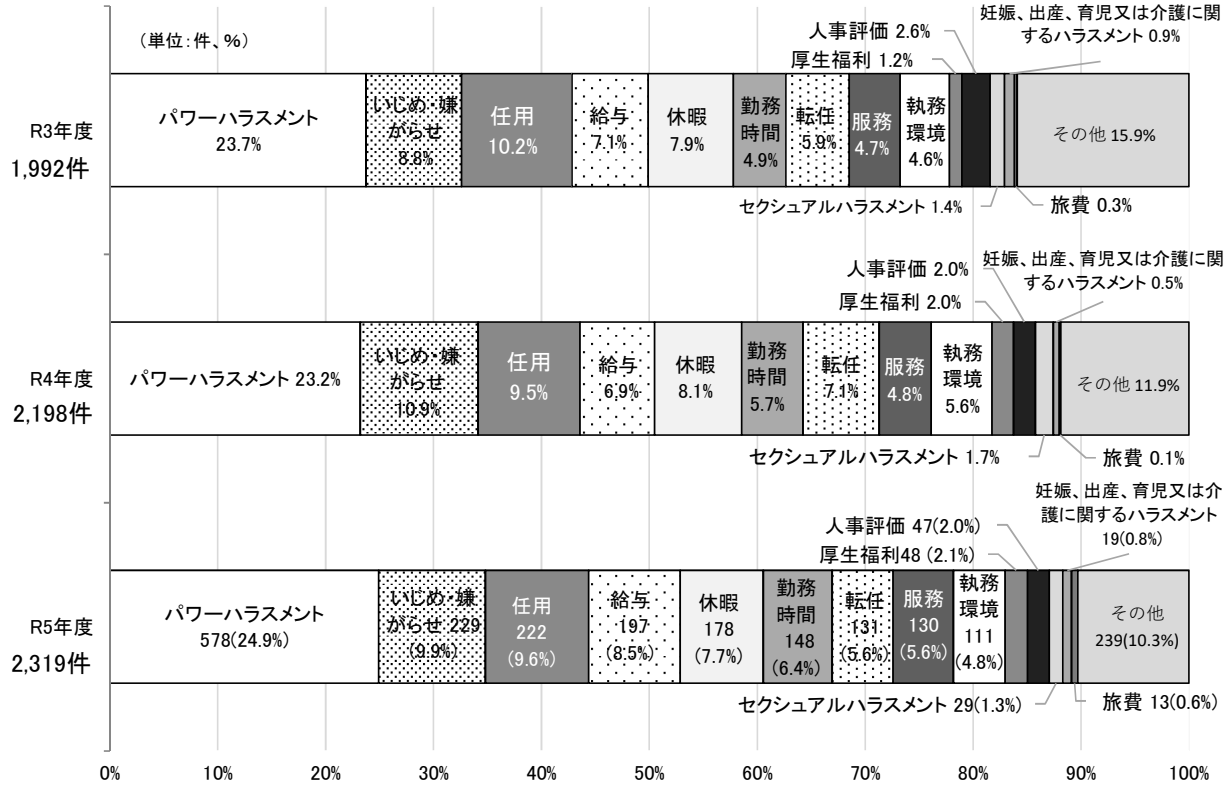

（注）相談件数には前年度からの繰越件数を含まない
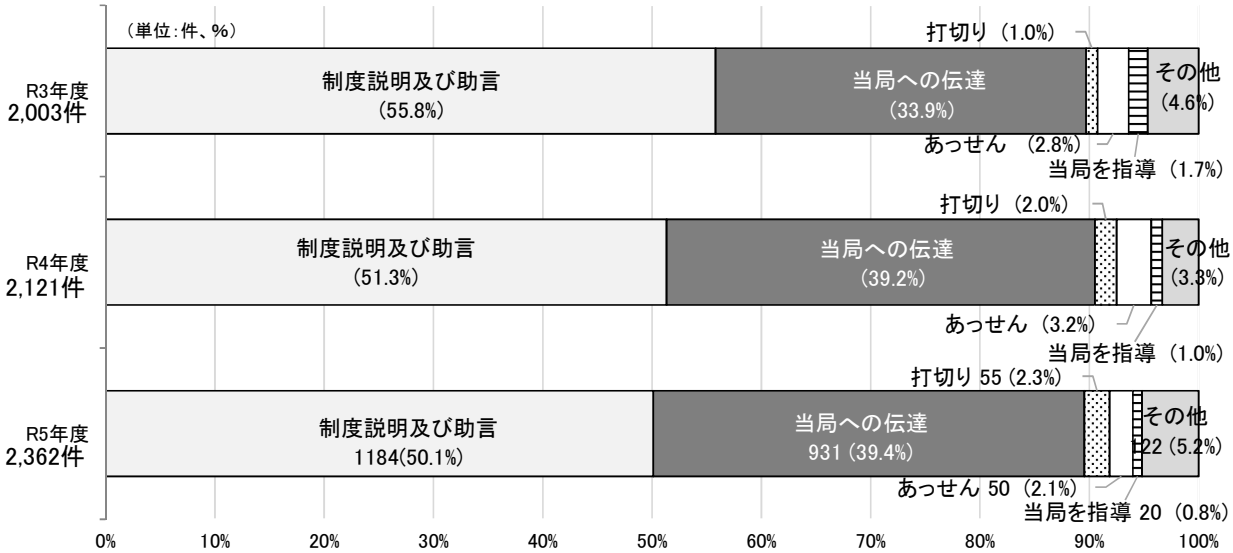
苦情処理の結果及び過去3年間の推移